

特定求職者雇用開発助成金 ① 特定就職困難者コース

概要	<p>高年齢者（60歳以上65歳未満）や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れる事業者に対して助成する制度</p>
雇い入れ対象者	<p>① 重度障害者等以外の者（以下一部例示）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 60歳以上の者（失業等の状態にある者） 2) 身体障害者・知的障害者（失業等の状態にある者） 3) 母子家庭の母・父子家庭の父等（失業等の状態にある者） <p>② 重度障害者等 （短時間労働者以外の労働者として雇入れる場合は在職者も対象）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 重度身体障害者 2) 重度知的障害者 3) 45歳以上の身体障害者・知的障害者 4) 精神障害者
雇い入れ条件	<p>① ハローワークや民間職業紹介事業者などの紹介により雇入れること</p> <p>② 雇用保険の一般被保険者（短期雇用や日雇などによる雇用ではないこと）として雇入れ、継続雇用が確実であること</p> <p>継続雇用：65歳以上までの継続雇用し、かつ、継続2年以上雇用すること。 （重度障害者等を短時間労働者以外として雇入れる場合は3年以上）</p>
支給対象外	<ol style="list-style-type: none"> ① ハローワーク等の紹介前に労働者と事業主との間で雇用の内定があった場合 ② 雇入れ前3年間に雇用や派遣等により就労したことがある者を雇入れる場合 ③ 雇入れ前3年間に雇入れ事業者において3ヶ月以上訓練・実習を行なった者を雇入れる場合 ④ 雇入れ前3年間に雇入れ事業者において職場適応訓練（短期除く）を受けた者を雇入れる場合 ⑤ 雇入れ前の過去1年間に、上記③や④を行っていた事業主と資本や組織的関連性などから密接な関係のある事業主が雇入れる場合 ⑥ 対象労働者が事業主や取締役の3親等内の親族である場合 ⑦ 紹介時点の条件と異なる条件で雇入れられ、労働者の不利益や違法行為があり、労働者から異なる旨の申し出があった場合 ⑧ 雇入れ後、給料の未払いがある場合

不支給 ・ 返還	<p>① 支給対象期の途中で雇入れた者を離職（解雇、退職勧奨、事業縮小、賃金大幅低下、事業所移転等による正当理由自己都合離職等）させた場合、当該支給対象期は不支給</p> <p>② 最後の支給対象期の末日までに事業主都合により離職させた場合は、既支給分の返還義務が発生</p>
対象 事業主	<p>① 雇用保険適用事業所の事業主</p> <p>② 資本金、常時雇用する労働者数が中小企業の要件を満たす事業主であること</p> <p>1) 小売業（飲食含） 資本金5000万円以下、もしくは常時雇用社員50人以下</p> <p>2) サービス業 資本金5000万円以下、もしくは常時雇用社員100人以下</p> <p>3) 卸売業 資本金1億円以下、もしくは常時雇用社員100人以下</p> <p>4) 製造業など 資本金3億円以下、もしくは常時雇用社員300人以下</p>
対象外 事業主	<p>① 基準期間（対象労働者雇入れの前後6ヶ月間）に事業主都合で従業員を解雇（退職勧奨）したことがある事業主</p> <p>② 基準期間に解雇や事業縮小などにより従業員の6%を超え、かつ4人以上離職させたことがある事業主</p> <p>③ 対象労働者の雇入れ日より前に特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の支給対象者となった者のうち、雇入れ日から起算して1年を経過する日（確認日 A）が基準期間内にある者が5人以上の場合に、それらの者の確認日 A 時点で離職割合が50%を超えている事業主</p> <p>④ 対象労働者の雇入れ日より前に特定求職者雇用開発助成金の支給決定対象者となった者のうち、助成対象期間末日の翌日から1年を経過する日（確認日 B）が基準期間内にある者が5人以上の場合に、それらの者の確認日 B の時点での離職割合が50%を超えている事業主。</p> <p>⑤ 高年齢者雇用確保措置を講じなかったために高年齢者雇用安定法に基づく勧告を受け、支給申請日までにその是正をしていない事業主</p> <p>⑥ 障害者総合支援法に基づく勧告、指定取り消し、指定停止などを受け、支給申請日までにその是正をしていない事業主</p> <p>⑦ 不正受給をしてから3年以内の事業主</p> <p>⑧ 支給申請後、支給決定日までに不正受給をした事業主</p> <p>⑨ 支給申請日の年度の前年度より前の労働保険料を納入していない事業主</p> <p>⑩ 支給申請日から1年以内に労働関係法令の違反があった事業主</p> <p>⑪ 風俗事業者や反社会的勢力と関わりのある事業主</p>

対象労働者・支給額・助成対象期間など

対象労働者		支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額	最低賃金減額特例許可時
短時間労働者以外	①重度障害者等	240万円	3年	40万円×6期	支給対象期の賃金×1/2
	②重度障害者を除く身体・知的障害者	120万円	2年	30万円×4期	支給対象期の賃金×1/3
	③①②を除く者	40万円	3年	40万円×6期	給対象期の賃金×1/3
短時間労働者 20時間以上 30時間未満	④重度障害者等を含む身体・知的・精神障害者	80万円	2年	20万円×4回	支給対象期の賃金×1/3
	⑤上記以外のもの	40万円	1年	20万円×2回	支給対象期の賃金×1/3

支給対象期： 助成対象期間を6ヶ月単位で分けした期間

最低賃金減額特例許可時： 雇入れ事業主が、支給対象者について最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例許可を受けている場合

受給手続き	① 申請期間： 給対象期（6ヶ月ごと）に、各支給対象期の末日の翌日から2ヶ月以内 ② 申請時必要書類： 支給申請書、必要な書類（管轄労働局への確認が必要） ③ 管轄労働局（ハローワーク経由可能な場合あり）へ支給申請
-------	---